

平成26年9月24日

第3回定例会議案

(その3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第7号	登米市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例について	1
発議第8号	登米市議会会議規則の一部を改正する規則について	3
発議第9号	市長の専決処分事項の指定について	6
発議第10号	(株)DIO ジャパン・(株)東北創造ステーションを解雇された労働者的生活支援を求める意見書	8
発議第11号	「手話言語法」の制定を求める意見書	10
発議第12号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書	12
	議員派遣の件	14
	常任委員会の閉会中の継続審査の件	15
	常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件	16
	常任委員会の調査報告	別冊

発議第7号

登米市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月24日

登米市議會議長 田口久義 殿

提出者	登米市議會議員	及川昌憲
賛成者	登米市議會議員	關孝
賛成者	登米市議會議員	熊谷和弘
賛成者	登米市議會議員	日下俊
賛成者	登米市議會議員	工藤淳子
賛成者	登米市議會議員	浅野敬
賛成者	登米市議會議員	佐々木一
賛成者	登米市議會議員	伊藤栄
賛成者	登米市議會議員	熊谷憲雄

(別紙)

登米市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例

登米市議会定例会の回数を定める条例（平成 17 年登米市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「毎年 4 回」を「年 1 回」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、都合によりこれを変更することができる。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(提出の理由)

定例会の開催回数を年 1 回とし、その会期を通年とすることにより、議会の機能の更なる充実及び強化を図り、議会が主体的かつ機動的に活動できるようにするため。

発議第8号

登米市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年9月24日

登米市議会議長 田口久義 殿

提出者 議会運営委員会

委員長 沼倉利光

(別紙)

登米市議会会議規則の一部を改正する規則

登米市議会会議規則(平成17年登米市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 3 会期は、議会の議決で延長することができる。
- 4 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

第6条及び第7条を次のように改める。

(定例会の会議)

第6条 定例会において開く会議は、次のとおりとする。

- (1) 招集議会(市長の招集により定例会を開会するために開く会議をいう。)
 - (2) 定期議会(2月、6月、9月及び12月に定期的に開く会議をいい、都合により開会月を変更するものを含む。)
 - (3) 特別議会(市長又は議員の定数の4分の1以上の者からの要請に基づき、特別に開く会議をいう。)
- 2 前項各号に定める会議の期間(以下「議会期間」という。)は、当該会議の初めに議長が宣告するものとする。
 - 3 議長は、招集議会を除く各会議の7日前までに、議員及び市長に、当該日を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(特別議会の開会)

第7条 議員は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して特別議会の開会を請求することができる。

- 2 市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して特別議会の開会を請求することができる。
- 3 議長は、前2項の規定による請求があった日から原則として7日以内に特別議会を開くものとする。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。

第64条の次に次の1条を加える。

(代表質問)

第64条の2 2人以上の議員で構成する会派に属する議員は、その会派を代表し、市長の施政方針及び所信表明について、議長の許可を得て質問することができる。

- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

第65条第1項中「前条」を「前2条」に改める。

第 66 条中「質問」を「一般質問及び代表質問」に、「第 58 条」を「第 59 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 緊急質問については、第 58 条及び第 62 条の規定を準用する。

第 67 条中「会期中」を「議会期間中」に改める。

第 170 条第 1 項ただし書中「ただし、」の次に「休会中又は」を加える。

附則第 2 項中「第 126 条第 2 項」を「第 133 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(提出の理由)

通年議会を導入するため会議規則の整備を行う。

発議第9号

市長の専決処分事項の指定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月24日

登米市議会議長 田口久義 殿

提出者	登米市議会議員	及川昌憲
賛成者	登米市議会議員	關 孝
賛成者	登米市議会議員	熊谷和弘
賛成者	登米市議会議員	日下俊
賛成者	登米市議会議員	工藤淳子
賛成者	登米市議会議員	浅野敬
賛成者	登米市議会議員	佐々木一
賛成者	登米市議会議員	伊藤栄
賛成者	登米市議会議員	熊谷憲雄

(別紙)

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1 件 100 万円（交通事故に係るものにあっては、自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 2 条に規定する保険金額）以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。

附 則

この議決は、平成 27 年 1 月 1 日から効力を生ずる。

(提出の理由)

登米市議会は、平成 27 年 1 月から通年議会を導入することとしており、ほぼ年間を通して会期中となることから、市長が議会を招集する「議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当する事例のほとんどがなくなり、地方自治法第 179 条に基づく専決処分は限りなくできなくなる。

のことから、通年議会の導入にあたり、市長において議会の議決に付す公有車の交通事故に係る損害賠償など件数が多い事案について、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性を図るため、地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分事項の指定を行うものである。

発議第10号

(株) DI0 ジャパン・(株) 東北創造ステーションを
解雇された労働者の生活支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年9月24日

登米市議会議長 田 口 久 義 殿

提出者 産業建設常任委員会
委員長 伊 藤 吉 浩

(別紙)

(株) DIO ジャパン・(株) 東北創造ステーションを
解雇された労働者の生活支援を求める意見書

東日本大震災発生後、登米市が立地第1号として誘致した(株)DIO ジャパンの子会社である(株)東北創造ステーションは、国の緊急雇用創出事業を活用し、平成23年6月、登米市迫町に会社を設立し、コールセンターの運営及びテレマーケティング業務を行ってきました。

しかしながら、今年6月、給与の遅配等が表面化し、その後、6月分から8月分の給与を未払いのまま従業員を大量に解雇し、事実上、経営が破たんしました。

東北各地で(株)DIO ジャパンの関連子会社が同様の事態となっており、大量に発生した離職者は、今後の生活に不安を抱きながら、新たな就職先を必死に探しています。

また、報道機関ではこのDIO ジャパン問題を「始めから国の緊急雇用創出事業の補助金が目当て」などと指摘しているところです。

以上のことから、解雇された従業員の生活支援を行うとともに、(株)DIO ジャパンがこれまで実施してきた緊急雇用創出事業について、不適切な事実関係がなかったか徹底的に調査することが、国の責務であると考えます。

こうした状況を鑑み、本議会は、国に対して下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

1. 未払賃金立替制度（限度額の8割）を活用する場合、制度の枠を超える、「全額支払い」とすること。併せて、解雇予告手当も対象とすること。
2. 当面の生活不安を解消するため、手続きを簡素にした新たな生活資金貸付制度を創設すること。
3. 本件を一企業の問題として捉えるのではなく、国の責務として受託業者への調査・指導を徹底的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月 日

宮城県登米市議会議長 田口久義

衆議院議長 伊吹文明 殿
参議院議長 山崎正昭 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

発議第 11 号

「手話言語法」の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 9 月 24 日

登米市議會議長 田 口 久 義 殿

提出者 教育民生常任委員会
委員長 二階堂 一男

(別紙)

「手話言語法」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段となっている。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。これを受け、国は障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に成立した改正障害者基本法第 3 条第 3 号では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけている。その後、国は、その他関係法制度の整備を行い、平成 26 年 1 月に条約を批准したことである。

よって、国においては、下記事項を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを積極的に国民に広めること。
- 2 聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 日

宮城県登米市議会議長 田口久義

衆議院議長 伊吹 文明 殿
参議院議長 山崎 正昭 殿
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
文部科学大臣 下村 博文 殿
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

発議第 12 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 9 月 24 日

登米市議會議長 田 口 久 義 殿

提出者 教育民生常任委員会
委員長 二階堂 一男

(別紙)

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の感染者及び患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているが、その法的責任が国にあることは肝炎対策基本法などでも明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている慢性肝疾患の患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を發揮していないとの指摘がなされている。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」と附帯決議がなされたが、その後、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっている、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、ウイルス性肝疾患の患者の実情を踏まえ、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 現在医療費助成の対象となっていないウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月 日

宮城県登米市議会議長 田口久義

衆議院議長 伊吹文明 殿
参議院議長 山崎正明 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

議員派遣の件

平成 26 年 9 月 24 日

本議会は、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 170 条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 件 名 栗原市議会・一関市議会・登米市議会議員交流会

- (1) 派遣目的 交流を通して地域の課題等について理解を深め、お互いが連携しあいながら、本地域の交流発展に寄与する。
- (2) 派遣場所 登米市内
- (3) 派遣期間 平成 26 年 11 月 18 日（火）
- (4) 派遣議員 全議員

2 件 名 宮城県市議会議長会議員研修会

- (1) 派遣目的 研修会への派遣をとおして、議員の資質の向上を図るとともに、県内議員との情報交換を行う。
- (2) 派遣場所 塩釜市 ホテルグランドパレス塩釜
- (3) 派遣期間 平成 26 年 11 月 20 日（木）
- (4) 派遣議員 正副委員長（常任委員会・議会運営委員会）、正副議長

※なお、決定していない事項や変更がある場合の取扱いは、議長に一任する。

平成26年9月24日

登米市議会
議長 田口久義 殿

教育民生常任委員会

委員長 二階堂一男



閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の次の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

1 事件

- (1) 議案第110号 登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (2) 議案第111号 登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- (3) 議案第112号 登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

2 理由

より慎重な審議を必要とするため

平成26年9月24日

登米市議会

議長 田口久義 殿

総務企画常任委員会

委員長 中澤



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

事 件

1. 総合計画について
2. 新しい公共の在り方について
3. 新庁舎建設について
4. 陳情の取り扱いについて
5. ホワイトスペースについて
6. 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査

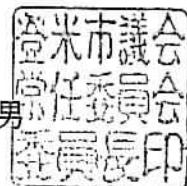
期 限

次回定例会開会の前日まで

平成26年9月24日

登米市議会
議長 田口久義 殿

教育民生常任委員会
委員長 二階堂一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

事 件

1. 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査
2. パークゴルフ場整備について
3. 米谷病院整備計画の進捗状況について
4. 子ども・子育て支援対策について

期 限

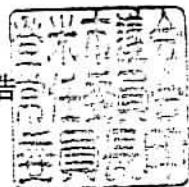
次回定例会開会の前日まで

平成26年9月24日

登米市議会議長 田 口 久 義 殿

産業建設常任委員会

委員長 伊 藤 吉 浩



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

事 件

1. 新農業政策について
2. 農林業政策について
3. 商工業、観光政策について
4. 農地行政について
5. 登米市地域水道ビジョンについて
6. 下水道の包括的民間委託について
7. 下水道受益者負担金、分担金、使用料の不納欠損処分について
8. 下水道処理区域の見直しについて
9. 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査

期 限

次回定例会開会の前日まで